

宿泊施設の所有者等の皆様へ

必ずお読みください

バリアフリー情報の公表義務があります

旅館業法に基づく旅館、ホテル、簡易宿所のうち、令和3年10月1日以降にバリアフリー条例に基づく協議の申請を行い、建築等されたものについては、バリアフリーに関する情報（人にやさしいお宿情報）の公表義務があります。

(1) 必要な手続きの流れ

① 【宿泊施設の所有者等の皆様】

宿泊施設のホームページ等でバリアフリー情報を公表してください。

公表に当たっては、誰もが分かりやすいようにピクトグラムなどを活用してください。
なお、ピクトグラムは京都市ホームページからダウンロードしていただけます。

○ハード面

- ・エレベーター
- ・車椅子使用者用駐車施設
- ・車椅子使用者用客室



の有無など

○ソフト面

- ・従業員による介助
- ・手話、筆談対応
- ・車椅子の貸出



の有無など

② 【宿泊施設の所有者等の皆様】

①で公表された内容について、京都市が定める様式により届出を行ってください。

③ 【京都市】

京都市ホームページで「人にやさしいお宿情報」として届出情報を公表します。

(2) 公表が必要な事項（ハード面のバリアフリーに関する情報）

以下の事項を公表してください。

各項目の詳細については、「宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の手引」を御覧ください。

施設	公表が必要な事項
1 便所	■車椅子使用者用便房 ■オストメイト対応設備を設けた便房 ■車椅子使用者の利用に配慮した便房 の有無
2 浴室等	■車椅子使用者の利用に配慮した浴室 の有無
3 ホテル又は旅館の客室	■車椅子使用者用客室 ■京都市バリアフリー客室 の有無
4 駐車場	■駐車場 ■車椅子使用者用駐車施設 の有無
5 道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	宿泊施設利用者の主な動線における ■廊下等及び敷地内の通路の床面の段差 ■床面に段差がある場合、傾斜路やエレベーターなどの段差解消措置 ■階の移動に関するエレベーターなどの昇降機 の有無
6 案内設備	■案内設備 ■案内所 の有無
7 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設	■授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設 の有無
8 制限の緩和の認定に係る代替措置	■上記1~7について、整備が困難な理由があり、制限の緩和の認定を受けている場合、当該認定を受けるに当たって講じた代替措置の内容

【注】「有無」と記載しているものは、「有」となるものだけでなく、「無」となるものも必ず公表してください。



(3) 積極的に公表していただきたい事項（ソフト面のバリアフリーに関する情報）

ハード面の情報のみでなく、ソフト面のバリアフリー対応に関する情報も積極的に公表していただきますようお願いいたします。

項目（例）	公表していただきたいバリアフリー対応（例）
1 備品の貸出・設備の設置	■施設内用車椅子の貸出 ■ベビーカーの貸出 ■シャワーチェア（入浴用いす）の貸出 ■字幕対応テレビの設置 の有無など
2 コミュニケーションサービス	■予約時及び宿泊時の電子メール又はファックスによる対応 ■筆談による対応 ■手話による対応 ■多言語による対応 の有無など
3 案内等のサービス	■受付から客室までの誘導 ■非常時の館内及び客室内への音声放送 の有無など
4 その他のサービス	■円滑な往診等の対応が可能な医療施設との連携 ■年1回以上のバリアフリーに関する社員研修の実施 の有無など

(4) 制度の詳細

公表の手引の閲覧や、届出様式のダウンロードなどについては、京都市ホームページを御覧ください。

「人にやさしいお宿情報」（宿泊施設のバリアフリーに関する情報）の公表に係る取組

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000289023.html>

- ・公表の手引
 - ・届出様式
 - ・ピクトグラム一覧
- などを御覧いただけます。



「人にやさしいお宿情報」（宿泊施設のバリアフリーに関する情報）の公表施設一覧

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000293150.html>

公表施設一覧を御覧いただけます。



(5) お問い合わせ先

窓 口：京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課 バリアフリー推進係

電 話：075-222-3616

受付時間：（土日祝除く）午前8時45分～11時30分、午後1時～3時